

広島県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領に係る Q & A (令和8年6月)

(問1)	建設キャリアアップシステム（CCUS）とはどのような制度か.....	2
(問2)	CCUSを活用するメリットはあるのか.....	2
(問3)	CCUS活用工事において、評価基準を達成しなかった場合は、ペナルティがあるのか...2	
(問4)	広島県建設キャリアアップシステム活用工事として発注する対象工事は.....	2
(問4-1)	受注者希望型で実施する場合、どのようにしたらよいか.....	3
(問5)	計測日の設定はどうすればよいか.....	3
(問6)	契約工期が変更となった場合、対象期間および計測日の設定はどうすればよいか.....	3
(問7)	契約工期に出水期間が含まれている場合、対象期間および計測日の設定はどうすればよいか.....	3
(問8)	工場製作から設置までの期間は対象期間となるのか.....	3
(問9)	下請企業の対象は.....	4
(問10)	技能者の対象の考え方は.....	4
(問11)	事業者登録を行わない事業者の情報は記録に残らないと思われるが、達成率の報告の際に必要な計測日における事業者数、技能者数は受注者からの申告のみで良いか.....	4
(問12)	当初協議を行い決定した計測日は、天候等様々な要因で休工となる場合があるが、その場合は受注者の判断で変更して良いか.....	4
(問13)	下請事業者について、下請契約、現場作業開始後に、登録となった場合も計測の対象とするのか.....	4
(問14)	現場代理人や主任技術者は対象外か.....	5
(問15)	カードリーダーのタッチによらない就業履歴の蓄積方法も認められるか.....	5
(問16)	評価基準とされる平均登録事業者数等計算方法の具体的な例は.....	5
(問17)	計測日の設定について、どのような項目を協議するのか.....	7
(問18)	各指標における評価基準の達成状況について、どのような資料を提出するのか.....	8
(問19)	未達成指標の報告について、どのような項目を報告するのか.....	9
(問20)	CCUSの活用にかかる費用について、どのような書類を提出するのか.....	10

(問1) 建設キャリアアップシステム(CCUS)とはどのような制度か

(回答)

建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)とは、技能者の保有資格や社会保険加入状況などを業界横断的に登録・蓄積することにより、技能者の処遇改善や現場作業の効率化を図ることを目指す仕組みのことです。なお、CCUSを活用する場合は、要領によるほか、「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル(一般財団法人建設業振興基金)」等を参照し、適正に実施してください。

(問2) CCUSを活用するメリットはあるのか

(回答)

メリットは、「技能者の処遇改善」と「現場管理の効率化」があげられます。

「技能者の処遇改善」としては、技能者は自らの資格や就業履歴を証明することが可能となり、働く現場に関わらず、適正な評価と処遇が受けられるようになることが期待されます。

また、「現場管理の効率化」としては、事業者は技能者の就業状況等を容易に把握でき、現場の入場管理等の効率化、書類作成や事務作業の簡素化を図ることができます。

(問3) CCUS活用工事において、評価基準を達成しなかった場合は、ペナルティがあるのか

(回答)

最低基準を達成しなかった場合においても、工事成績評定の減点は行いませんが、工事検査日までに、未達成の指標、要因及び改善策を発注者に報告することとしています。

(問4) 広島県建設キャリアアップシステム活用工事として発注する対象工事は

(回答)

対象工事

原則、広島県土木建築局(営繕課を除く)が発注する全ての工事を対象としています。

なお、工場製作のみの工事及び災害復旧工事は対象外となります。

発注方式

請負対象設計金額1億2千万円以上の工事を「発注者指定型」、請負対象設計金額1億2千万円未満の工事を「受注者希望型」とし、工事の発注時に特記仕様書に記載することとしています。

(問4-1) 受注者希望型で実施する場合、どのようにしたらよいか

(回答)

契約後、受注者がCCUSの実施を希望する場合は、現場作業着手日までに工事打合せ簿により発注者の承諾を得てください。

なお、計測日の設定は、問5に基づいてください。

(問5) 計測日の設定はどうすればよいか

(回答)

計測日は、受発注者協議の上で決定することとし、現場作業着手日（準備工除く）から現場作業完了日（後片付け除く）の期間（以下「対象期間」という。）が1年を超える場合は、現場作業着手日から6ヶ月後を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度を目安としています。

なお、対象期間が1年に満たない場合は、初回の計測日を対象期間の概ね中間を目安とし、計測回数は最低2回以上実施してください。

(問6) 契約工期が変更となった場合、対象期間および計測日の設定はどうすればよいか

(回答)

対象期間については変更後の工期で問5に基づき、計測日を再度計画してください。

(問7) 契約工期に出水期間が含まれている場合、対象期間および計測日の設定はどうすればよいか

(回答)

出水期間中に現場が稼働していない場合は、該当する日数を控除して対象期間を算出してください。

なお、計測日については、現場が稼働していない期間に重ならないよう要領に基づき適宜設定してください。

(問8) 工場製作から設置までの期間は対象期間となるのか

(回答)

現場作業が全くない期間は対象期間外としています。

(問 9) 下請企業の対象は

(回答)

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 5 項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものを対象としています。

ただし、一人親方、当該工事現場での施工が 2 週間以内の企業、警備業については、対象外とします。

(問 10) 技能者の対象の考え方は

(回答)

下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者を対象とし、一人親方も含みます。ただし、当該工事現場での就業が 2 週間以内の者は除きます。

(問 11) 事業者登録を行わない事業者の情報は記録に残らないと思われるが、達成率の報告の際に必要な計測日における事業者数、技能者数は受注者からの申告のみで良いか

(回答)

登録を行わない事業者数等については、登録事業者率等の算出に必要なため、申告ではなく、当日の日報等全体数が把握できる書類を根拠として確認します。

(問 12) 当初協議を行い決定した計測日は、天候等様々な要因で休工となる場合があるが、その場合は受注者の判断で変更して良いか

(回答)

計測日が休工となる場合は、計測日を変更してください。計測日の再設定については、実施率が低い日をさけるなど、恣意的にならないよう注意し、速やかに発注者と調整をお願いします。

(問 13) 下請事業者について、下請契約、現場作業開始後に、登録となった場合も計測の対象とするのか

(回答)

下請事業者の現場作業が 2 週間以上あれば、登録までの作業日数、登録後の作業日数に関わらず、計測対象に含めてください。

